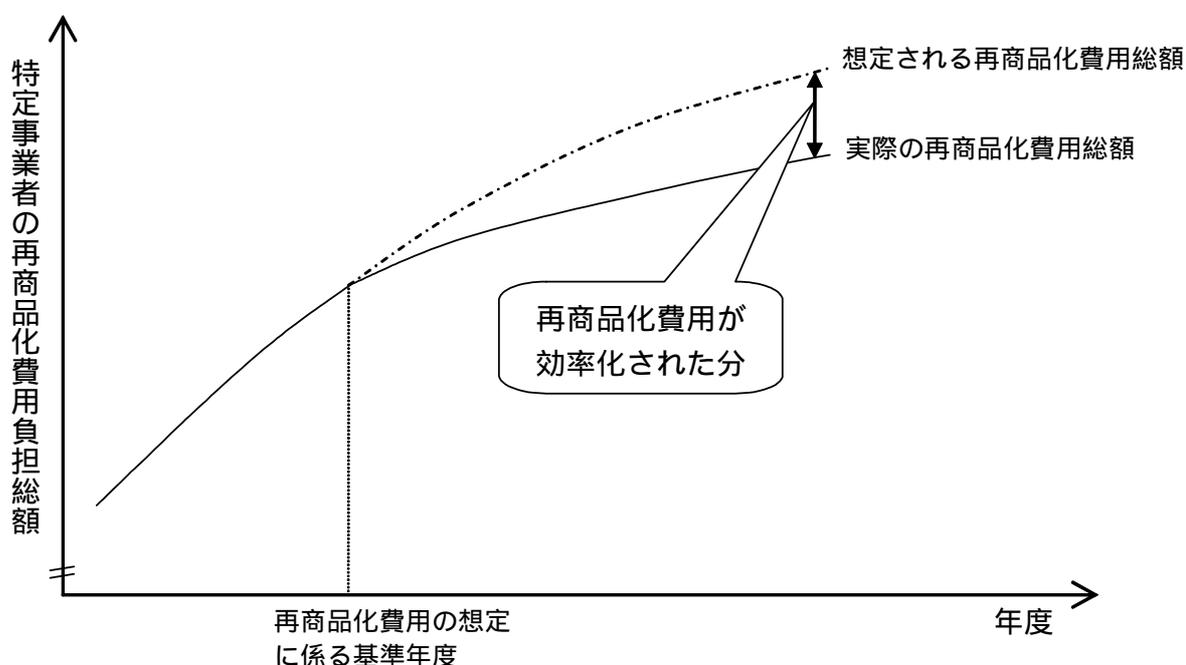


## 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みに係る論点整理

### 1. 再商品化費用の効率化分に相当する額の算定方法

改正容器包装リサイクル法の資金拠出制度では、指定法人又は認定特定事業者が、市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物について、再商品化費用の効率化分に相当する額を算定することとされており、その額は、再商品化に要すると見込まれた費用の総額から再商品化に現に要した費用の総額を控除した額とされている。

(参考：イメージ)



#### (1) 再商品化に要すると見込まれた費用の総額

再商品化に要すると見込まれた費用とは、ある時点から再商品化の質の向上・コスト削減といった再商品化の合理化に寄与する市町村・事業者の更なる取組がなかった場合に想定される費用であり、この費用の算定に当たっては、前回の審議も踏まえ、想定量と想定単価を乗じることにより算定することとして、以下の検討を進める。

この想定量や想定単価については、透明性を確保するとともに、より精度の高い適切な値とするため、具体的には以下のような数量に基づく算定や一定期間ごとに見直す運用等が考えられるのではないかと。

( 想定量について )

- ・ 想定量は、再商品化の実施前に算定されることとなると考えられるが、この想定量を算定する際には、例えば、3年毎に策定される市町村分別収集計画（又は再商品化計画）を基礎として国が定める再商品化義務総量や、毎年度、指定法人が再商品化業務の実施に際して把握する市町村からの引取見込量を用いることなどが考えられるのではないか。

( 想定単価について )

- ・ 想定単価は、各主体が一定程度の予見可能性をもって計画的な取組を行いうるよう一定期間（例えば、市町村分別収集計画や再商品化計画等と同様3年間）ごとに見直す等の運用をすべきではないか。
- ・ 想定単価は、ペットボトルのように再商品化単価が大きく変動する可能性があることを踏まえれば、過去の一定期間（例えば3年間）の再商品化単価の平均値に基づいて算定することが適当ではないか。また、この場合の再商品化単価は、再商品化の実施後に確定する実績値を用いるのが適当ではないか。
- ・ 想定単価は、プラスチック製容器包装のように再商品化単価の異なる複数の再商品化手法がある場合は、再商品化手法ごとに区別して算定することが考えられるのではないか。

( 2 ) 再商品化に現に要した費用の総額として算定される額

- ・ 再商品化に現に要した費用の総額として算定される額は、実際に市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量に、その再商品化単価（再商品化の実施後に確定する実績値）を乗じることにより算定すべきと考える。

## 2 . 各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額

指定法人又は認定特定事業者から市町村へ支払う額の総額（再商品化費用の効率化分に相当する額の  $1 / 2$ ）のうち各市町村に支払う額については、市町村による再商品化の合理化に寄与する効果的な取組の促進が図られるよう算定することが適当である。

以上を踏まえ、各市町村に支払う額を算定する方法については、以下の事項について検討する必要があるのではないか。

- ・ 各市町村の再商品化の合理化への寄与度を評価する際には、どのような点に着目して、また、どのように評価すべきか。

( 想定される評価項目の例 )

- ・ 特定分別基準適合物（ベール）の品質（容器包装比率など）及びその量やこれらと関連の深い分別収集・選別保管の取組の実施状況
- ・ 各指定保管施設における想定単価に比した再商品化実績単価の低減額

- ・ 各市町村の寄与度の評価に際しては、評価内容の客観性、公平性や費用対効果の観点等にも留意する必要があるのではないか。
- ・ 各市町村による再商品化の合理化に寄与する効果的な取組の促進を図るという制度の趣旨を踏まえれば、資金の支払いに当たって、再商品化の合理化に寄与するような質の高い分別基準適合物をより多く指定法人又は認定特定事業者へ引き渡した市町村が評価される制度とすることが考えられるのではないか。
- ・ 資金の配分に当たっては、取組の底上げを図る観点から多くの市町村を対象とすべきか、又はトップランナーを推奨する観点から一部の市町村を対象とすべきか。
- ・ 各市町村へ配分する額は、例えば、再商品化の合理化に寄与した全市町村の寄与分に対する各市町村の寄与分から各市町村の寄与度を求め、これに指定法人又は認定特定事業者から市町村へ支払う額の総額を乗じて算定される額(例えば、2つの点に着目して評価を行う場合は、当該総額の1/2をそれぞれ各評価項目の寄与度に乗じて算定される額を合計したもの)とすることが考えられるのではないか。

**(支払方法のイメージ)**

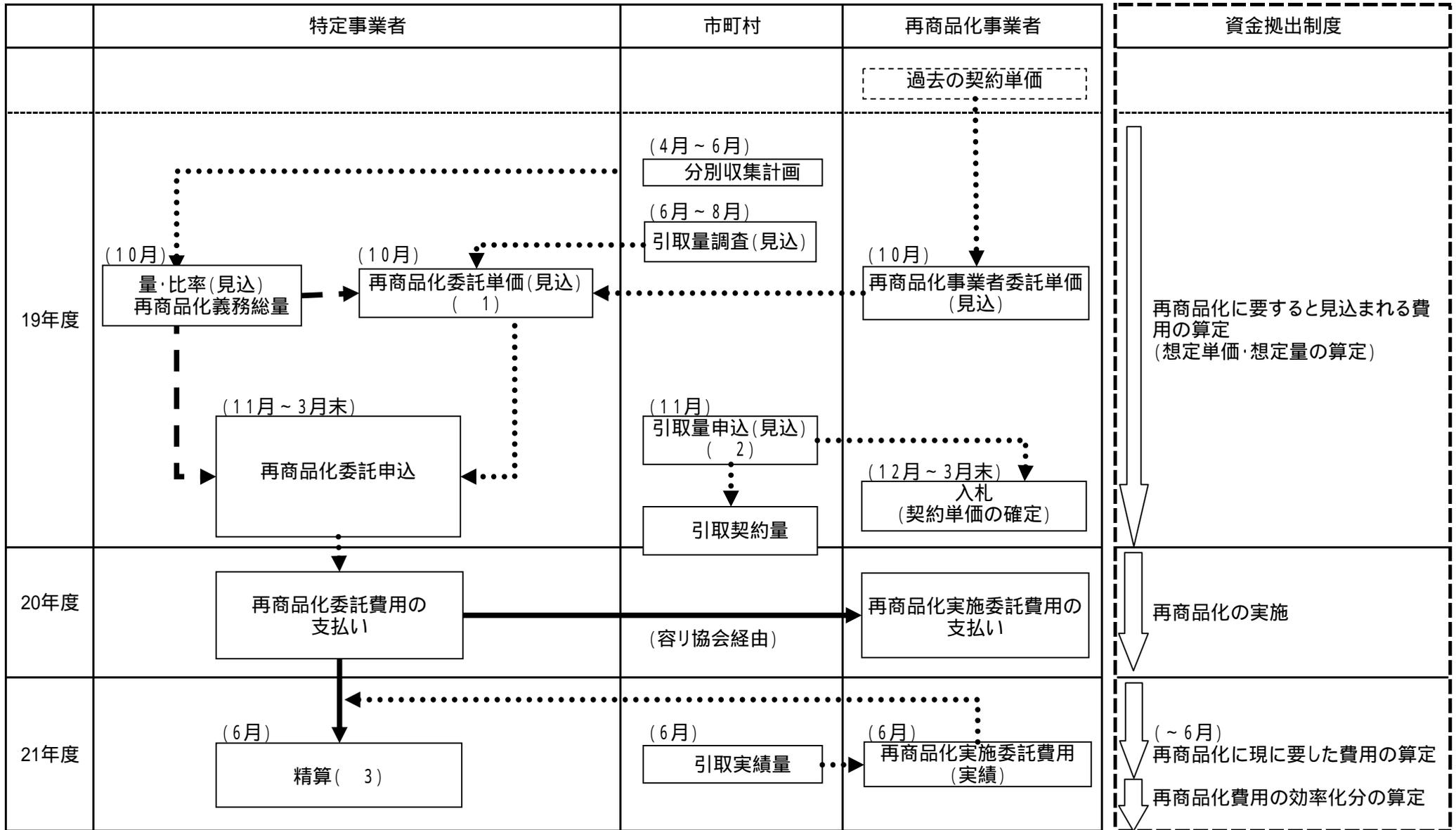
各市町村に支払う額 ( ・ の点から評価する場合 )

$$= \text{市町村へ支払う額の総額の} 1/2 \times \text{当該各市町村の評価} \text{の寄与度} ( )$$

$$+ \text{市町村へ支払う額の総額の} 1/2 \times \text{当該各市町村の評価} \text{の寄与度} ( )$$

$$\text{寄与度} = \text{当該各市町村の寄与分} / \text{全市町村の寄与分}$$

再商品化委託業務の流れ  
 (例：平成20年度に再商品化を実施する場合)



1 再商品化委託単価(見込) = 
$$\frac{\text{引取調査量(見込)} \times \text{再商品化事業者委託単価(見込)} + \text{協会経費(見込)}}{\text{特定事業者からの再商品化委託申込量(見込)}}$$

2 最終的には3月～4月に締結される覚書において確定

3 精算金は翌年度の再商品化委託費用に充当

再商品化委託業務に係る各種数値一覧

1. 市町村から引渡しを受ける特定分別基準適合物の量

ガラスびん(無色)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
分別収集計画量(トン)	406,000	486,000	542,000	459,000	484,000	505,000	431,000	442,000	451,000	392,000
(独自処理予定量を除く。)(トン)	-	-	-	-	-	-	189,000	197,000	206,000	154,000
再商品化義務総量(トン)	272,600	270,000	288,000	243,000	243,000	243,000	243,000	248,400	253,800	139,500
指定法人の引取契約量(トン)	92,053	92,020	95,910	112,668	130,748	112,592	120,122	121,420	114,610	114,150
指定法人の引取実績量(トン)	52,452	60,167	66,063	79,836	97,100	102,788	109,086	109,932	103,132	-

ガラスびん(茶色)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
分別収集計画量(トン)	300,000	358,000	397,000	369,000	388,000	406,000	372,000	381,000	387,000	335,000
(独自処理予定量を除く。)(トン)	-	-	-	-	-	-	202,000	210,000	216,000	165,000
再商品化義務総量(トン)	131,600	126,000	136,000	170,000	170,000	168,000	164,000	162,000	162,000	126,400
指定法人の引取契約量(トン)	87,611	98,149	105,423	135,013	160,190	142,304	143,542	143,017	139,409	134,052
指定法人の引取実績量(トン)	61,130	75,621	87,698	111,199	129,892	130,311	130,274	129,539	123,707	-

ガラスびん(その他)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
分別収集計画量(トン)	119,000	140,000	156,000	180,000	190,000	198,000	198,000	203,000	206,000	191,000
(独自処理予定量を除く。)(トン)	-	-	-	-	-	-	145,000	149,000	153,000	165,000
再商品化義務総量(トン)	89,000	99,000	108,000	126,000	135,000	144,000	140,800	140,800	142,400	114,400
指定法人の引取契約量(トン)	48,063	49,806	74,846	106,125	121,259	113,206	110,875	110,936	114,628	117,675
指定法人の引取実績量(トン)	34,781	52,483	65,607	89,843	98,352	105,940	101,285	104,975	109,190	-

指定法人の引取契約量は、平成18年度は平成18年12月現在。

再商品化義務総量 = (分別収集計画量または再商品化可能量のうちいずれか少ない方) × 特定事業者責任比率。

ペットボトル

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
分別収集計画量(トン)	21,200	44,600	59,300	103,000	173,000	199,000	214,000	229,000	243,000	285,000
(独自処理予定量を除く。)(トン)	-	-	-	-	-	-	189,200	204,000	217,000	206,000
再商品化義務総量(トン)	17,150	30,100	46,134	100,780	153,850	197,010	214,000	229,000	243,000	285,000
指定法人の引取契約量(トン)	14,214	32,799	49,620	72,787	149,740	169,427	185,095	191,314	176,843	144,078
指定法人の引取実績量(トン)	14,014	35,664	55,675	96,652	131,027	153,860	173,875	191,726	169,917	-

紙製容器包装

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
分別収集計画量(トン)	-	-	-	87,000	120,000	153,000	148,000	165,000	190,000	155,000
(独自処理予定量を除く。)(トン)	-	-	-	-	-	-	71,000	80,000	96,000	59,000
再商品化義務総量(トン)	-	-	-	62,040	111,600	123,690	65,320	72,680	89,280	56,640
指定法人の引取契約量(トン)	-	-	-	17,859	25,114	28,779	34,776	35,658	36,645	36,497
指定法人の引取実績量(トン)	-	-	-	11,243	21,685	24,687	30,652	28,111	27,477	-

プラスチック製容器包装

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
分別収集計画量(トン)	-	-	-	239,000	389,000	487,000	487,000	629,000	757,000	724,000
(独自処理予定量を除く。)(トン)	-	-	-	-	-	-	446,000	582,000	699,000	671,000
再商品化義務総量(トン)	-	-	-	143,820	240,120	309,120	443,170	578,680	704,010	687,800
指定法人の引取契約量(トン)	-	-	-	106,418	236,444	291,665	367,124	469,150	576,333	593,682
指定法人の引取実績量(トン)	-	-	-	67,080	168,681	259,669	368,005	446,912	528,528	-

指定法人の引取契約量は、平成18年度は平成18年12月現在。

再商品化義務総量 = (分別収集計画量または再商品化可能量のうちいずれか少ない方) × 特定事業者責任比率。

平成15～18年度の紙製容器包装については、分別収集計画量から、環境省が調査した市町村独自処理予定量(平成15年度:77千トン、平成16年度:86千トン、平成17年度:94千トン、平成18年度:96千トン)を差し引いた量に特定事業者責任比率をかけたものが再商品化義務量となる。

## 2. 再商品化単価

落札単価(加重平均)(円/トン)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
ガラスびん(無色)	2,600	4,400	4,600	4,700	5,100	4,100	3,300	3,400	2,200	3,100
ガラスびん(茶色)	3,800	4,900	5,400	6,700	6,700	5,100	3,500	3,700	3,200	4,000
ガラスびん(その他)	5,800	6,900	7,700	8,000	7,900	6,500	5,500	5,500	5,500	5,300
PETボトル	77,100	75,800	73,700	71,400	68,200	58,900	49,100	37,800	13,600	17,300
紙	-	-	-	57,800	34,000	17,500	13,200	9,300	6,700	5,400
プラスチック	-	-	-	97,800	91,300	86,400	84,100	82,400	85,200	84,600
材料リサイクル	-	-	-	110,600	105,800	106,400	105,500	107,100	108,800	100,400
ケミカルリサイクル	-	-	-	94,200	88,500	81,500	76,700	74,200	73,000	69,700